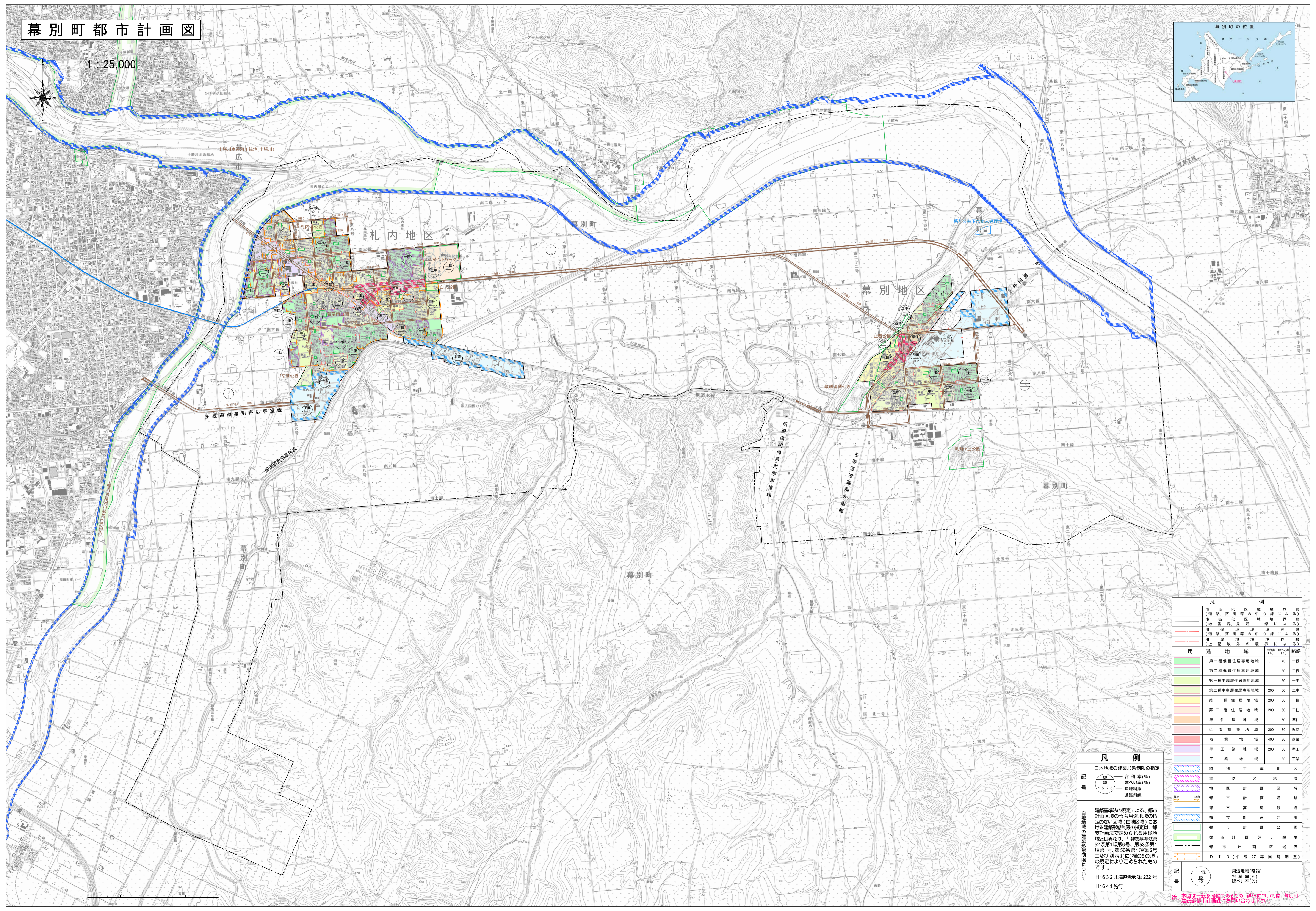


この地図は、国土院の委託を受けて、国土地院の電子地図25000を基に作成したものである。(投影変換等 平成29年度 第4号) 詳細な説明は、国土院のホームページに掲載されている。国土院のホームページのURLは、http://www.geospatial.go.jp/ である。

幕別町都市計画図

1:25,000



凡 例	
市街化区域境界線 (道路、河川等の中心線による)	市街化区域境界線
市街化区域境界線 (土地境界、見通し線による)	市街化区域境界線
用途地域境界線 (道路、河川等の中心線による)	用途地域境界線
用途地域境界線 (土地境界、見通し線による)	用途地域境界線
(上記以外の境界線による)	(上記以外の境界線による)
用途地域	
第一種低層住居専用地域	40 一低
第二種低層住居専用地域	50 二低
第一種中高層住居専用地域	60 一中
第二種中高層住居専用地域	200 60 二中
第一種住居地域	200 60 一住
第二種住居地域	200 60 二住
準住居地域	60 準住
近隣商業地域	200 80 近商
商業地域	400 80 商
準工業地域	200 60 準工
工業地域	60 工業
特別工業地区	特別工業地区
準防工業地区	準防工業地区
地区計画区域	地区計画区域
都市計画道路	都市計画道路
都市計画河川	都市計画河川
都市計画公園	都市計画公園
都市計画河川緑地	都市計画河川緑地
都市計画区域境界	都市計画区域境界
D I D (平成27年国勢調査)	D I D (平成27年国勢調査)
記号	
容積率(%)	容積率(%)
建ぺい率(%)	建ぺい率(%)
用地斜線	用地斜線
道路斜線	道路斜線
用途地域(略語)	用途地域(略語)
容積率(%)	容積率(%)
建ぺい率(%)	建ぺい率(%)

凡 例

白地地域の建築形態制限の指定

建築基準法の規定による、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地区域)における建築形態制限の指定は、部支計画法で定められる用途地域とは異なり、建築基準法第52条第1項第5号、第53条第1項第5号、第54条第1項第2号、及び別表3(イ)欄の5の項の規定により定められたものです。

H1632北海道告示第232号
H1641施行

本図は一般参考図であるため、詳細については、幕別町建設部都市計画課にお問い合わせ下さい。